平成30年12月3日
第３回武蔵野市地域包括ケア推進協議会
資料５

在宅介護・地域包括支援センターの評価について

地域包括支援センターの事業評価

介護保険法の改正により、市町村及び地域包括支援センターは地域包括支援センターの業務について評価を行うとともに、機能強化に向けた必要な措置を講じなければならないとされた。

「地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメントや包括的支援事業等の実施を通じて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としており、今後、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、その機能強化は重要な課題である。」

「地域包括支援センターが、その機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていく必要がある。」

平成30年7月4日 付老振発0704第1号「 地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」抜粋

国による評価指標の策定と評価の流れ

〇国（厚生労働省）が全国で統一して用いる評価指標を策定。
〇市町村、地域包括支援センターは評価指標に基づき取組状況を確認。
〇市町村から都道府県を通じて国へ結果を報告する。
〇国から周知される全国の結果等を踏まえて、市町村は事業の質の向上のために必要な改善を図る。

市町村
各地域包括支援センター

↓

都道府県

↓

厚生労働省

→

〇国は全国の結果を集計し、チャート化により「見える化」をする。
〇国から都道府県を通じて市町村へ全国の結果を周知。
〇市町村はその結果等を踏まえ、地域包括支援センター運営協議会（本市では地域包括ケア推進協議会）等において点検を行い、センターの課題を踏まえた機能強化策を検討。（機能強化策については実行後の検証も実施。）

国による評価における課題

国の評価指標は全国統一のものであるため、この指標のみでは本市における施策の方向性や地域性等に応じた各センターの特性を把握しきれない。

＜課題＞
本市では小地域完結型の相談体制を整備する中で、市、基幹型地域包括支援センター、各在宅介護・地域包括支援センターが方針を共有化し、緊密に情報共有と連携を図っているため、センターの評価結果が均一化し、差が生じない。

↓

センター毎の課題を明らかにするという目的を十分に達成できない。

＜課題＞
担当地区の地域性やセンター独自の工夫などの状況が把握できず、評価を通した本市独自施策の方向性、優先度の意識付けも困難。

↓

本市施策に応じたきめ細かい評価項目を設定する必要がある。

評価項目の追加と分類の分割、追加（案）

〇本市単独事業や重点取組事項に関する項目を追加。
〇「事業間連携」として一括りにされていた分類を３つに分割。
〇「市単独事業及び重点取組項目」を追加。

国の分類	武蔵野市の分類
組織運営体制	組織運営体制
総合相談支援	総合相談支援
権利擁護	権利擁護
包括的・継続的ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ支援	包括的・継続的ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ支援
地域ケア会議	地域ケア会議
介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ・介護予防支援	介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ・介護予防支援
事業間連携	在宅医療・介護連携
	認知症高齢者支援
	生活支援体制整備
追加	市単独事業及び重点取組項目

活動実績をよりきめ細かく
把握し、評価する。

レーダーチャートのイメージ

〇評価結果はレーダーチャートで表示。
〇分割、追加した分類により、レーダーチャートも７角形から10角形に細分化。

国のレーダーチャート（7角形）

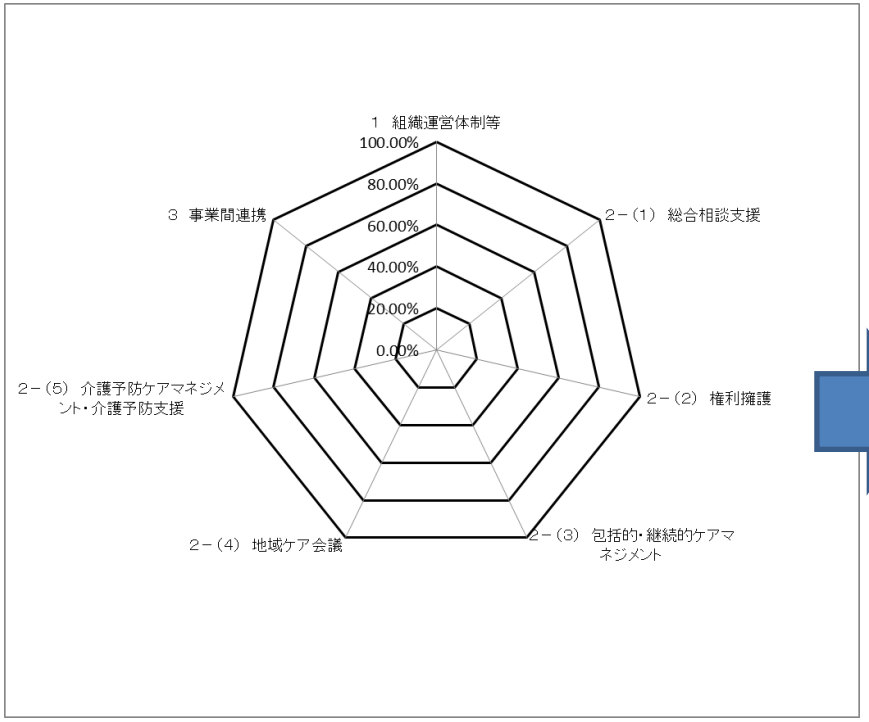
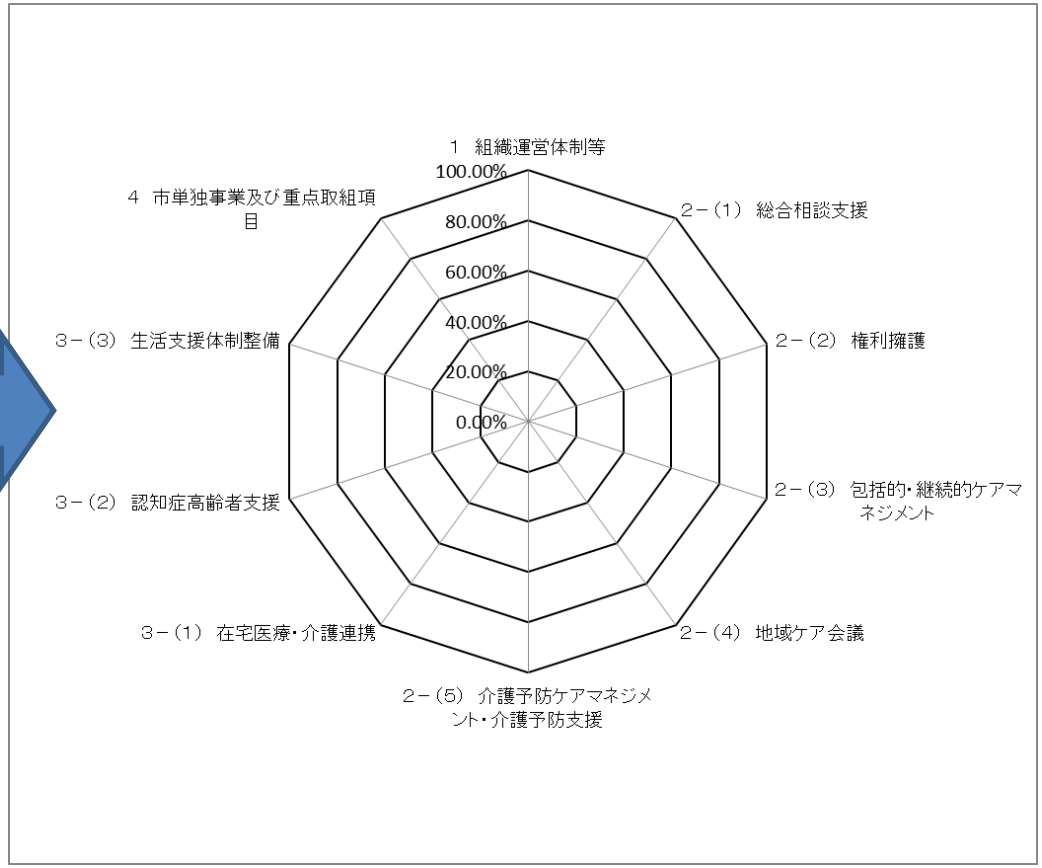
武蔵野市のレーダーチャート（10角形）